

新 旧 対 照 表

改 正 後

改 正 前

日本国際博覧会出展準備金に関する明細書

日本国際博覧会出展準備金に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

(平成 年分)

氏名 _____

積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積 ①		平方メートル
	54万円に①の数を乗じた金額 ②		円
	②のうち、集合館の場合又は共同出展の場合の負担金額 ③		
	出展参加契約をした日と平成14年7月1日のいずれか遅い日 ④	平	.
	④から平成17年3月24日までの間に含まれる本年の月数 ⑤		月
	積立限度額 ((② 又は ③) × $\frac{⑤}{33}$) ⑥		円
本年積立準備金の額 (⑥ 以下の金額) ⑦			
翌年繰越額の計算	年初現在の準備金の額 ⑧		
	本年中において総収入金額に算入すべき金額 ⑨		
	本年積立額 (⑦) ⑩		
	翌年繰越額 (⑧ - ⑨ + ⑩) ⑪		

積立限度額の計算	出展参加契約に基づいて定められる敷地面積 ①		平方メートル
	54万円に同上の数を乗じた金額 ②		円
	同上のうち、集合館の場合又は共同出展の場合の負担金額 ③		
	出展参加契約をした日と平成14年7月1日のいずれか遅い日 ④	平	.
	④から平成17年3月24日までの間に含まれる本年の月数 ⑤		月
	積立限度額 ((② 又は ③) × $\frac{⑤}{33}$) ⑥		円
本年積立準備金の額 (⑥ 以下の金額) ⑦			
翌年繰越額の計算	年初現在の準備金の額 ⑧		
	本年中において総収入金額に算入すべき金額 ⑨		
	本年積立額 (⑦) ⑩		
	翌年繰越額 (⑧ - ⑨ + ⑩) ⑪		

新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">日本国際博覧会出展準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の5の規定による日本国際博覧会出展準備金の積立て又は総収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、日本国際博覧会出展準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「③」欄には、その出展形態が集合館の場合又は共同出展の場合（以下「共同出店等の場合」といいます。）に、「②」欄の金額に、その出展をする個人に係る分担割合等乗じた金額を記載します。</p> <p>なお、この場合の分担割合等とは、財団法人日本国際博覧会協会との間に取り交わす出展参加契約書の添付書類である計画書において定められている「出展に要する費用の分担割合」等合理的な負担割合をいいます。</p> <p>(2) 「積立限度額の計算」の「積立限度額（②又は③）×$\frac{⑤}{33}$」は、共同出展等の場合には「②又は」を消し、共同出展等の場合以外の場合には「又は③」を消します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、前年分のこの明細書の「⑩」欄の金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑨」欄には、日本国際博覧会出展準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、出展準備金の対象費用等が発生したこと、任意に取り崩したこと等により積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の5</p>	<p style="text-align: center;">日本国際博覧会出展準備金に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第20条の5の規定による日本国際博覧会出展準備金の積立て又は収入金額算入を行う場合に使用します。</p> <p>この明細書は、日本国際博覧会出展準備金の積立て等を行う年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「③」欄には、その出展形態が集合館の場合又は共同出展の場合（以下「共同出店等の場合」といいます。）に、「②」欄の金額に、その出展をする個人に係る分担割合等乗じた金額を記載します。</p> <p>なお、この場合の分担割合等とは、財団法人日本国際博覧会協会との間に取り交わす出展参加契約書の添付書類である計画書において定められている「出展に要する費用の分担割合」等合理的な負担割合をいいます。</p> <p>(2) 「積立限度額の計算」の「積立限度額（②又は③）×$\frac{⑤}{33}$」は、共同出展等の場合には「②又は」を消し、共同出展等の場合以外の場合には「又は③」を消します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、前年分のこの明細書の「⑩」欄の金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑨」欄には、日本国際博覧会出展準備金の積立金の必要経費算入の適用を受けた青色申告者が、出展準備金の対象費用等が発生したこと、任意に取り崩したこと等により積立金を総収入金額に算入すべき場合に記載します。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第20条の5、平成15年改正前の措法第20条の7</p>